

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）  
令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

## 求釈明について（要旨）

2025年12月22日

東京地方裁判所第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 関守 麻紀子

### 1 はじめに

原告らはこれまで、被告に対し複数回にわたり、被告の主張を明確にするよう釈明を求めてきました。裁判所も第7回口頭弁論期日において、被告に対し本件訴えにおける根幹をなす事実全般について主張の補充を求めています。

しかし被告はこれらに対して正面からの確に回答しているとは言えません。

今後の更なる求釈明の繰り返しによる期日の空転を防ぐため、本書面により、原告らの主張全般に関して一括して釈明を求めます。

### 2 本件任命拒否

(1) 令和2年10月1日になされた本件任命拒否は、日本学術会議が105名の会員候補者を推薦したのに対し、内閣総理大臣は本件第2事件原告ら6名を除いた99名のみを任命した、というものです。

内閣総理大臣は、どのような理由で日本学術会議が推薦する候補者のうち一部の者を任命しないこととしたのか。6名の人選はどのようにして行われたのか。6名を任命しないこととした根拠は何か。これらは一切明らかにされておらず、6名を任命しなかった理由ないし根

拠がわかる文書、すなわち6名の任命拒否という意思決定に至る過程を合理的に跡付け、検証することができる文書は開示されていません。

- (2) 本件任命拒否は、内閣総理大臣による任命は形式的なものにすぎず、日本学術会議が推薦した候補者をそのとおり任命するものである、と繰り返し説明されてきた政府見解に反するものです。

本件以前に「日本学術会議が推薦した会員候補者を内閣総理大臣が日本学術会議会員に任命しなかった例は、存在しない。」(被告準備書面(7) p 22)との被告の主張に照らしても、極めて異例の任命・任命拒否です。

そうであるにもかかわらず6名の任命を拒否するという判断の過程、根拠を記録に残さないというのはあまりに不自然であり、不合理です。

- (3) さらに、本件任命拒否により、日本学術会議は、日本学術会議法が定める210名の定員を欠く事態となりました。法定の定員に欠員を生じさせる任命は違法ではないのか、適法であるとして許されるとすればそれはどのような法解釈によるのか、そういったことの検討経過がわかる文書も開示されていません。

- (4) 内閣総理大臣は任命権者として、これらの文書を作成し、求めに応じて開示する義務を負います。

仮に、6名を選定した過程を跡付け・検証するための文書を作成しなかったというのであれば、公文書管理法が定める文書作成義務に違反することは明らかです。

### 3 令和2年6月12日付け文書(甲A65)

被告が開示した甲A65号証は、1枚ものの文書であり、右肩に「R2.6.12」と手書きされ、その下には、第2事件原告全員の氏名、専門分野、所属の大学名、教授という職名が印字されているものです(第1事件不開示部分目録3Ch)。被告によれば、これは「任命権者側から日本学術会議事務局に」「会員候補者の推薦に係る事項として伝達された

内容を記録した文書の一部」であるとのことです（被告準備書面（1）p 68）。

日本学術会議は、6月末に会員候補者を選定し、8月に内閣総理大臣に会員候補者を正式に推薦する、とされていますが（甲A63）、かかる日本学術会議自身の手続きに先立って、「任命権者側」から「日本学術会議事務局」に原告ら6名の氏名及び肩書きが伝達されていたのです。なお、この令和2年6月12日当時、任命権者である内閣総理大臣は安倍晋三氏であり、本件任命拒否を行った菅義偉氏は当時は内閣官房長官でした。

そして、この文書の記載のとおり任命拒否が行われたのですから、この「R2.6.12」と記載された文書（甲A65）の意思決定過程こそが、本件任命拒否の核心部分です。

しかし、被告は、これまで、一切、「R2.6.12」文書の作成過程や、これが日本学術会議側に伝達された趣旨を明らかにしていません。

そのため、原告らは、この文書について、誰が、どのような権限に基づき、どのような資料に基づいて、第2事件原告ら6名を選び出したのか、判断材料や判断（選出）の結果を記録に残さなかったのか、かかる内容を伝達された日本学術会議事務局はどのような行為をとったのか、等の事項を明らかにするよう求めるものです。

#### 4 杉田副長官による「相談」と菅内閣総理大臣による「直接判断」

被告の主張によれば、菅内閣総理大臣は、内閣総理大臣に就任する以前から、日本学術会議会員選任方法の在り方に懸念を持っており、内閣総理大臣に就任後、改めてその「懸念」を杉田副長官らに伝え、9月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対して、99名を任命することとして原告ら6名を外すとの「相談」がなされ、菅内閣総理大臣はその相談の内容を了承することを「直接判断」したということです（被告準備書面（4）9p3～5等）。

かかる一連の過程は、本件任命拒否に至る意思決定過程にほかなりま

せんが、被告は、この過程や意思決定の根拠となる文書を未だ明らかにしていません。

## 5 その他の釈明事項

### (1) 「任命権者側」への説明及び「政府内での説明」

本件では、日本学術会議事務局が令和2年4月及び6月に資料（甲A63、64）を用いて「任命権者側」に説明を行ったことや、内閣府大臣官房が資料を作成し（甲A56（66）、57（67）、58（68））、「政府内での説明」を行ったことがわかっています。

しかし、「任命権者側」とは誰なのか、あるいは、「政府内での説明」とは、いつ、誰との間でなされたのか等の事項は明らかにされていません。

これらに関する具体的事実を明らかにすることで、本件原告ら6名を任命しなかった理由ないし根拠がわかる文書の存在が明らかになるものと考えます。

### (2) 文書の管理と探索について

本件で開示された資料はどのようにして保存されていたのか、他に共に保存されている資料は存在しないのか。

被告は、原告らが開示を求める資料の存否を確認するため、いかなる範囲をいかなる方法で探索したのか。原告らが提出し、日本学術会議が保存する資料が開示されないのはいかなる理由によるのか。

文書の存否を明らかにするためには、これらの事項も明らかにされる必要があります。

## 6 おわりに

原告らが釈明を求める事項は、本件訴えにおける開示対象の文書の存否及び被告の行為の違法性を論じる上で不可欠な情報です。

被告は、誠実に対応し、的確かつ具体的に回答しなければなりません。

以上